

熊本地震により避難された方への 鳥取県弁護士会・鳥取県司法書士会による 無料法律相談

熊本地震により鳥取県内へ避難された方を対象に、鳥取県弁護士会、鳥取県司法書士会が無料法律相談を行います。

- 1 相談業務実施主体
鳥取県弁護士会、鳥取県司法書士会、鳥取県
- 2 実施開始日 平成28年5月25日(水)
- 3 対象者
平成28年熊本地震の影響で鳥取県内に避難している方で、相談担当弁護士会又は司法書士会が相当と認める方
- 4 相談の方法
 - (1) 申込み先 鳥取県とっとり暮らし支援課
電話 0857(26)8740
受付時間 平日・土日 8時30分～17時15分
 - (2) 受付開始 平成28年5月25日(水)
 - (3) 申込み手続き
 - ① 相談を希望される方は、(1)の申込み先に電話等でお申し込みください。
 - ② 県の担当者が、相談項目等をお聞きし、後日(基本的に土曜日、日曜日以外の昼間)、担当の弁護士、司法書士が申し込みされた方へ連絡して御相談に応じます。
- 5 弁護士会・司法書士会による相談内容
 - (1) 弁護士会への相談項目
各種の法律相談(仕事・雇用維持・労災、事業者への支援、損害賠償、賃貸借・分譲マンション、借金・ローン、相続・相続放棄、保険、など生活支援・権利擁護の全般)
 - (2) 司法書士会への相談項目
不動産・商業登記関係、土地建物に関する問題、相続問題、多重債務関係、高齢者の権利擁護・財産管理、成年後見制度利用に関すること等をはじめとする各種の法的支援、相談(刑事事件を除く。)